

令和5年度 道市連携海外展開推進事業
(多様なグローバルリスクに対応した道産品輸出拡大事業)
商談支援等委託業務 企画提案指示書

1 目的

世界情勢が大きく変化する中、多様なグローバルリスクが顕在化していることから、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」（以下、「委託者」という）において、日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という）や北海道 ASEAN 事務所、現地関係機関や企業等とのネットワークを活用しながら、リスクマネジメントに関するセミナーやオンライン商談などを実施し、道内企業の海外ビジネスチャンスの拡大を図る。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和6年3月11日（月）まで

4 対象国・地域

ASEAN（シンガポール、タイ）、香港、台湾

5 委託業務の内容

道産品（道内で製造又は加工されたもの全般を指す。以下同じ。）の海外販路拡大・定着に向け、次の業務を実施すること。

(1) 道内企業の輸出力強化支援

① 輸出スキルアップセミナーの開催

輸出に取り組む道内企業を対象に、海外取引におけるリスクマネジメント（海外情勢の変化に対応した事業展開、為替リスク、知財対策等）及び商談スキルの向上（提案資料の作成ポイント、資料の構成、バイヤーへのプレゼン方法等）に関するセミナーを開催すること。また、商談スキル向上については、(2) ①の商談で企業が活用出来る提案資料の完成までをセミナーで支援することとする。

ア 対 象：道内企業（10～15社程度）

イ 回 数：1回以上

ウ 時 期：10月～11月頃

エ 実施方法：札幌市内でのオフライン開催を基本とするが、オンライン参加も可能とするなど、広く道内各地から参加できるよう効果的な方法とすること。

オ 内 容：(ア) 海外取引におけるリスクマネジメントについて

(イ) 商談における提案資料の作成方法、商品を魅力的に紹介するポイント等について（提案資料の完成までを研修会で実施）

② 参加企業への対応

①のセミナーで作成した提案資料を(2) ①の商談で活用し、海外バイヤーのフィードバック等、商談結果を踏まえ、提案資料のブラッシュアップを支援する。（1企業1回以上 ※ただし、マッチングが行われなかった場合は除く）

③ アンケートの実施

セミナー終了後は、参加企業に対し、セミナーに関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

④ その他

セミナー実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(2) 現地バイヤーとの商談支援

参加道内企業が希望する道産品を対象に、対象国・地域への販路拡大を目的に現地バイヤーとのオンライン商談を設定し、必要な支援を行うこと。

① オンライン商談の実施

ア 対象分野：道産品

イ 対象国・地域：シンガポール、タイ、香港、台湾

ウ 時期：令和5年11月～令和6年1月頃

エ 実施内容：現地バイヤーのニーズや参加道内企業の準備状況に応じ、個別マッチングの上、オンライン商談を設定し行うこと。また、必要に応じ、事前のサンプル品送付や商談資料の作成、通訳等の支援を行うこと。

オ 回数など：道内企業のニーズに応じ、次のとおり実施すること。

- ・商談数…各対象国・地域でそれぞれ30件以上
- ・商談相手企業数…各対象国・地域で3社以上（ただし、商談対象とする道産品を取り扱う事業者が全て含まれること）

※商談手法は道内を拠点としたオンライン活用を基本とするが、感染状況等の変化を前提とした対象国・地域への渡航による商談実施の提案を妨げない。

※商談相手企業選定の際は、ジェトロが行う「Japan Street」事業など、貿易支援機関等によるプラットフォームを活用すること。

※委託者が別途関係機関主催のオンライン商談会への参加を指示した際は、特段の事由がない限り参加すること。（本項による商談は上記5（2）「オ」の各回数に含むこととする。）

② 商談フォローアップの実施

ア 内容：5（2）①で実施した商談後、現地バイヤーや参加道内企業の求めに応じ、商談成約を目指した輸出手続等の支援を行うこと。

想定する支援メニューは次のとおりであるが、これら以外について、成約に資する項目があれば提案に含めること。

（支援メニュー）

- ・継続商談時の通訳
- ・商談における資料翻訳
- ・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・物流企業等との仲介 ほか

イ 期間：商談実施後、事業期間終了まで

(3) 事業報告書の作成

(1) 及び(2)の実施結果や今後の対応策等について、事業報告書及びその概要版を作成すること。概要版については、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

事業報告書においては、商談や研修会の実施結果を取りまとめるとともに、商談については、各国・地域別に検証・分析を行い、次年度以降に向けた提案を記載すること。

なお、概要版はA4版10ページ程度とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。

(4) 成果物の提出

以下の成果物を委託契約期間内に提出すること。

5（3）で示した事業報告書及び概要版（紙媒体（A4版）：4部、電子媒体：2式）

なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）市区町村税
 - （ウ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （エ）消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務執行体制の適格性

ア 執行体制

- ・業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 積算の考え方

- ・事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

ウ 事業実施スケジュール

- ・業務を実施するに当たり、商談等におけるサンプル品輸出手続き等も含め全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

ア 道内企業の輸出力強化支援

- ・道内企業が海外展開を進めるにあたり、海外取引におけるリスクマネジメント（海外情勢の変化に対応した事業展開、為替リスク、知財対策等）に関する知識を習得し、自社の事業活動に活かすことが出来る内容となっているか。
- ・セミナーは参加企業が主体的に関与し、輸出を希望する商品について、現地のニーズに応じた提案書を作成することが可能な内容であるか。
- ・セミナーに参加した企業が、作成した提案資料を活用し、資料のブラッシュアップを支援できる実施方法となっているか。（セミナーと商談の事業連携が可能な実施方法となっているか）

イ 現地バイヤーとの商談支援

- ・実施時期や、商談相手の選定などオンライン商談の実施方法が効果的であるか。
- ・継続的に商談を設定する相手先候補が十分であるか。また、商談やフォローアップを効果的に実施し、成約につなげるために十分な内容であるか。

ウ 実績報告書の作成について

- ・事業報告書の取りまとめ項目が適切であり、事業内容の検証・分析を踏まえた提案が含まれ、その方向性が示されているか。また、概要版の完成イメージが対外的なプレゼンテーションを行うに際し、視覚的に訴える内容であるか。

8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

9 予算上限額（消費税を含む）

5,067千円

10 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

・道税（道が賦課徴収するものに限る。）

・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）

・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

・健康保険法第48条の規定による届出

・厚生年金保険法第27条の規定による届出

・雇用保険法第7条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和5年7月24日（月）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局

（北海道経済部経済企画局国際経済課）

電話 011-204-5342

担当 深井、樋口

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式2）

(イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）

イ 提出部数

7部（2部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和5年7月31日（月）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

- (1) エに同じ
- オ 提出方法
持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

1.1 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
事前に不参加を決定した場合は、7月28日（金）午後5時までに上記10(1)エの担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10(1)エに同じ
- (8) 本業務は令和5年北海道議会第2回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。
- (9) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えるとときには、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。
- (10) 審査結果及び特定者名
公表する。